

【登録免許税(要件概要)】

適用期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

特例事業者(小規模特例事業者を除く)及び適格特例投資家限定事業者

		新築等 (新築又は改築)	増築等 (増築、修繕又は模様替え)		
対象 契約	契約類型	匿名組合型又は任意組合型			
	取得時期	契約締結後に対象不動産取得	契約締結後に対象不動産取得 ※土地・建物同時		
	着工時期	土地取得後2年以内に新築等に着手	土地・建物取得後2年以内に増築等に着手		
対象 不動産	土地	新築等・増築等を行う建物の敷地の用に供されている土地で300㎡以上（借地可、更地に建築も可）			
	建物	工事前	築10年以上若しくは災害等で被害を受けた建物		
		工事後	用途	住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場、学校、病院、介護施設、保育所、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場、倉庫	
			耐火 耐震	耐火建築物又は準耐火建築物であって耐震基準を満たすもの	
			構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5階以上 ・ 延床面積2,000㎡以上 ・ 建築面積150㎡以上 かつ 新築等の場合は延床面積1㎡当たりの工事費25万円以上のいずれかを満たすこと ※住宅（サ高住を除く）・駐車場・倉庫の場合は、「5階以上」又は「延床面積2,000㎡以上」のいずれかを満たすこと	
	工事費用	—	1,000万円又は取得価格の100分の1のいずれかより大きいこと		

※上記は概要であり、申請に当たっては租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第83条の3、同法施行令(昭和32年政令第43号)第43条の3、同法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第31条の5の2、告示(国土交通省平成25年1287号、平成29年292号、平成29年1116号)をご確認ください。

【不動産取得税(要件概要)】

適用期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日



特例事業者(小規模特例事業者を除く)及び適格特例投資家限定事業者

		新築等 (新築又は改築)		増築等 (増築、修繕又は模様替え)		
対象 契約	契約類型	匿名組合理型				
	取得時期	契約締結後に対象不動産取得		契約締結後に対象不動産取得 ※土地・建物同時		
	着工時期	土地取得後2年以内に新築等に着手		土地・建物取得後2年以内に増築等に着手		
対象 不動産	土地	新築等・増築等を行う建物の敷地の用に供されている土地（借地可、更地に建築も可）				
	建物	工事前	築10年以上若しくは災害等で被害を受けた建物			
		工事後	用途	住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場、学校、病院、介護施設、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場、倉庫		
			耐火 耐震	耐火建築物又は準耐火建築物であって耐震基準を満たすもの		
			構造	-		
工事費用	-		1,000万円又は取得価格の100分の1 のいずれかより大きいこと			

※上記は概要であり、申請に当たっては地方税法(昭和25年法律第226号)附則第11条第12項、同法施行令(昭和25年政令第245号)附則第7条第16項・第19～21項、同法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第3条の2の15・第3条の2の17・第3条の2の18、告示(国土交通大臣平成25年1288号、平成29年1117号、平成29年第293号)をご確認ください。